

【企画振興部】

NO	事業名	課・室
3	おおいた留学生ビジネスセンター運営事業	国際政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	国内では、少子高齢化や人口減少に伴う国内需要の縮小が懸念されている一方、経済成長が著しいアジアをはじめとする海外の市場拡大が期待されており、経済面において海外の活力や人材を取り込んでいくことが課題となっている。
事業の目的	経済面において海外の活力や人材を取り込むため、留学生の県内企業への就職や県内での起業を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. おおいた留学生ビジネスセンター運営事業</p> <p>2. 学生ビジネス支援事業</p> <p>(1) 就職支援事業 企業と留学生の交流会、留学生の企業見学会、新採用職員合同研修、「留学生生活用事例集作成」等</p> <p>(2) 起業支援事業 先輩起業家との交流会、ビジネスプラン基礎講座、シニアIM定期相談会等</p> <p>(3) 留学生ビジネス塾 留学生と企業との交流会、現場体験、現役経営者による講演会</p> <p>3. 九州各県連携 九州留学生就職支援事業（就職マッチングサイト運営、広報）</p>

2. 事業実施期間

平成 28 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
留学生ビジネス センターで支援した 留学生の県内就職・起 業者数（人）	目 標	10	10	10
	実 績	11	9	14
	達成率	110%	90%	140%

4. 概要の補足説明

同センターに係る利用状況は次のとおりである。

項目名	29 年度	30 年度	元年度
留学生ビジネスセンター 延べ利用者数（人）	5,993	5,000	4,499
起業・就職相談件数	126	178	142
利活用推進セミナー開催数（回）	2	2	2

なお、留学生の県内就職・起業の推移は次のとおりである。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
就職	26	29	45	45	49
起業	3	4	2	4	3

「事業の内容」に掲げられている、1 おおいた留学生ビジネスセンター運営事業、2 留学生ビジネス支援事業については、県からの委託業務により行われている。委託先（受託者）は、特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいた（大分市）であり、随意契約により事業が実施されている。随意契約の理由は次のとおりである。

（随意契約の理由）

当該団体は、県内留学生の支援を目的に設立した団体であり、留学生に関する多様な情報を有している。また、平成 29～30 年度における「留学生就職・起業支援施設設置、運営及び管理業務」の受託実績があり、地域（居住市町村）、大学にかかわらず網羅的かつ平等に対応できる団体は県内全ての大学・短大を会員に擁する当該団体一者のみであることから、当該団体と契約を行うこととしたい。

特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいたの設立趣旨は次のとおり。

(設立趣旨)

大分県は、古くは大友宗麟の時代から西洋文明を受け入れるなど、世界に開かれた地域として、全国に先駆けて海外との交流を進めてきました。昨今では、アジア・太平洋の人材育成の拠点づくりを目指し、海外から留学生を積極的に受け入れ、対人口比留学生数では東京都に次ぐ全国第2位の留学生大県となりました。

国際化や高齢化が急速に進展する本県にとって、県内の大学で学ぶ世界78の国・地域からの2600名を超える留学生は、大分県の将来を担う貴重な人的資源であり、これらの留学生の力を地域に導入し、様々な分野に新しい活力を注ぎながら、国際性溢れる人材や国際競争力あるビジネスの育成、さらにはグローバルなネットワークづくり等を進めていくことが期待されています。

一方、グローバル化・情報化の進展、技術革新による産業構造の変化等により、社会が大きく変化を遂げつつある今日、地域における大学の役割は益々重要になっており、地域社会や学生の多様化するニーズや期待に十分応えていくためには、それぞれの大学が、これまでに蓄積した個性を發揮しながら、地域や行政、産業界等との連携及び大学間相互の結びつきを一層強化することが必要となっています。

このような中、平成15年10月、県内の大学、関係自治体、経済団体等が主体となって「大分県留学生関連施策協議会」を発足し、数多くの留学生が学び、生活している本県の地域特性を活かした総合的な留学生関連施策の構築及びこれらの施策を地域が一体となって実施するための大学・地域連合体の設立について検討を重ねてまいりました。

以上の経過のもと、ここに、大学と地域社会が連携して、特定非営利活動法人「大学コンソーシアムおおいた」を設立し、県民と留学生との交流を促進しながら、留学生に対する支援、地域社会との連携並びに国際性溢れる人材の育成等に資する事業を行い、もって世界に開かれた活力ある地域づくりに寄与するものとします。

特定非営利活動法人
大学コンソーシアムおおいた
平成16年7月9日 設立総会

また、委託業務に関する仕様書によると、業務内容は次のとおりとされている。

1. 留学生ビジネスセンター運営業務

- (1) 施設の管理及び運営
- (2) 担当職員配置 (3名)
- (3) 顧問行政書士配置 (1名)

2. 就職支援業務

- (1) 企業や留学生向けの就職関連セミナーの開催
- (2) 留学生の企業見学会

- (3) 留学生の新採用社員合同研修
- (4) 留学生活用事例ガイドブック作成
- (5) 県内就職希望留学生に対する相談・支援
- (6) 留学生採用企業の開拓と助言
- (7) その他、県内経済団体や大学等との連携による留学生の県内就職の増加に資する事業

3. 起業支援業務

- (1) 先輩起業家との交流会
- (2) ビジネスプラン基礎講座
- (3) シニア IM 等定期相談会
- (4) 県内での起業志望留学生に対する相談・支援
- (5) その他、起業支援機関等との連携による、留学生の県内起業の増加に資する事業

4. 留学生ビジネス塾実施業務

- (1) 塾生の募集及び育成
- (2) 講座の実施
- (3) 先輩起業家等との意見交換会及び現場体験の実施
- (4) 塾生による中間報告会及び成果発表会の実施

なお、大学コンソーシアムおおいたは大分市にあるが、当事業であるおおいた留学生ビジネスセンター（通称 SPARKLE）は別府市に位置する。

5. 監査結果

指摘 3-1	委託先団体の指導・監督
勸奨事項	<p>委託先は、県内留学生への支援を目的に、大学や県を含む関係自治体等の協議・連携の上、設立された団体である。委託先は、大学から受益者負担の考えにより会費収入を得ており、内部留保が認められる。</p> <p>現在、会費収入は県委託事業の収益と区別され、法人の管理部門の収入とされているが、他県には会費収入を事業部門に計上しているように推察される類似団体もある。</p> <p>委託先については、団体設立までの経緯、県委託料の法人全体収益に及ぼす影響の程度等を踏まえ、会費収入の計上方法について実態に応じた適切な指導を行う等、指導・監督機能の発揮が求められる。</p>

《補足》

委託先の貸借対照表、活動計算書、事業別損益は次のとおりとなっている。

平成31年度(令和元年度) 活動計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

科目	金額		(単位:円)
I 経常収益			
1. 受取会費			
大学会員受取会費	9,270,000		
一般会員受取会費	1,200,000		
賛助会員受取会費	110,000	10,580,000	
2. 受取委託金			
受取委託金・大分市	1,084,800		
受取委託金・別府市	841,870		
受取委託金・大分県	21,110,313		
受取委託金・臼杵市	91,600		
受取委託金・地域グローバル人材育成・定着協議会	180,000	23,308,583	
4. 事業収益			
留学生による語学教室事業収益	4,575,000		
ビジネスセンター入居者負担金による収入	1,066,969	5,641,969	
5. その他収益			
受取利息収益	773	773	
経常収益 計			39,531,325
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 事業人件費			
給与手当、法定福利費	14,928,682		
人件費 計	14,928,682		
(2) 事業経費			
通信運搬費	152,001		
謝金・活動費	5,085,000		
旅費交通費	657,680		
消耗品費	1,070,310		
消耗・備品費BC用	1,066,969		
会場賃借料	333,430		
交流会費・体験費	998,193		
雑役務費・リース費	2,612,940		
受験料助成	10,500		
加入保険費	77,280		
BC家賃	4,865,897		
雑費・銀行振込手数料	61,246		
事業経費 計	16,991,446		
事業費 計		31,920,128	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当、法定福利費、福利厚生費	4,335,311		
人件費 計	4,335,311		
(2) その他経費			
通信運搬費	330,566		
旅費・交通費	278,650		
消耗品費	426,372		
備品費	705,430		
会議費	22,940		
光熱費	112,773		
地代家賃	81,512		
租税公課	25,000		
諸会費	30,000		
雑費	37,908		
その他経費 計	2,051,151		
管理費 計		6,386,462	
経常費用 計			38,306,590
当期経常増減額			1,224,735
当期正味財産増減額			1,224,735
前期繰越正味財産額			28,546,365
次期繰越正味財産額			29,771,100

	生活支援事業			青少年と地域との交流支援事業							就職支援事業			その他	事業部門計	管理部門計	合計
	住宅保証 負担	リース 物品紹介 制度	生活資金 貸付制度	地域活動 支援事業	大分市 おでかけ EN	別府市 回廊連絡 教室派遣	臼杵市 集フェス 交流派遣	通学教室	料理教室	中学生 サークル	OUTA 学生投資 フェスタ	BJT 奨励料 助成	本分課 助成金 シブシブ 運営				
I 経常収益																	
1. 受取金																	
2. 受取委託金																	
3. 専事収益																	
4. その他収益																	
経常収益計	0	0	0	0	3,084,800	841,870	841,870	91,600	4,575,000	0	0	21,110,313	1,066,969	180,000	10,580,000	23,308,583	10,580,000
II 経常費用																	
(1) 人件費 計	403,252	403,252	403,252	403,252	403,252	403,252	403,252	403,252	403,252	403,252	403,252	9,506,394	403,254	180,000	14,923,682	4,335,311	18,263,093
(2) 事業経費 計	47,080	0	0	533,636	883,200	431,470	57,260	3,839,208	60,786	75,053	201,475	8,894,809	1,066,969	0	16,991,446	2,051,151	19,042,597
内訳 通信運送費												152,001			152,001		482,507
謝金・活動費												840,000			840,000		5,985,000
交通費 (調査、連絡、旅費)												540,690			540,690		278,850
消耗品費												803,108			1,070,310		1,496,032
消耗品費												320,922			1,086,969		1,772,399
金庫賃借料												333,430			333,430		333,430
交流基金(一食・休旅費)												603,618			998,193		898,193
雑居費 (U-A, UTA等)												2,079,304			2,812,940		2,612,940
受検料助成												10,500			10,500		10,500
加入保険費												77,280			77,280		77,280
会議費												0			0		0
光熱費												0			0		0
地代家賃												0			0		0
租税公課												0			0		0
諸会費												4,865,897			4,865,897		4,865,897
雑費・振込手数料												0			0		0
(内訳小計)	47,080	0	0	533,636	883,200	431,470	57,260	3,839,208	60,786	75,053	201,475	8,894,809	1,066,969	0	16,991,446	2,051,151	19,042,597
経常費用計	450,332	403,252	403,252	936,868	1,286,455	834,722	460,512	4,342,460	464,038	478,305	604,727	15,191,703	1,470,233	180,000	31,970,126	6,386,462	38,356,589
当期経常増減額	△ 450,332	△ 403,252	△ 403,252	△ 896,888	△ 201,655	7,148	△ 368,912	232,540	△ 464,038	△ 478,305	△ 604,727	1,919,110	△ 463,264	0	△ 2,989,576	4,194,311	1,224,735

決算書から次の点が読み取れる。

- ・(貸借対照表) 法人の正味財産が 30 百万円程度存在している。
- ・(活動計算書) 収益の大きなものは受取委託金(県)と受取会費である。

受取会費の主なものは大学会員からであり、会費の額は留学生の数等に応じて定められている。

事業別損益を見ると、法人は受取会費の全額を事業部門に計上せず管理部門に全額計上しているが、事業を行うために会員会費を受領しているのであれば、当該会費を何らかの形で事業区分に計上、充当することが望ましいと考える。

なお、他県の類似団体において、公益目的事業会計(事業部門)と法人会計(管理部門)に 50%ずつ按分している法人(例(公社)大学コンソーシアム石川)があるので参考にされたい。

指摘 3-2	賃金規程に定めのない人件費
改善事項	<p>留学生ビジネスセンター運營業務に係る人件費については、委託業務に関する仕様書に、担当職員配置(3名)とだけ記載されていたが、当該職員の勤務日数や時間、業務内容が記載されていなかった。実際、事務職員2名と管理職員1名の勤務時間や時間当たり単価も大きく異なっているものの合理的な説明が記載されていなかった。また、雇用契約書は入手されているものの、法人における賃金規程は簿冊に添付されていなかった。なお、管理職員分については、賃金規程では定めのない金額が支出されていた。</p> <p>当該委託事業は随意契約とされ、当該職員の人件費が全額公金(委託費)により負担されていることを鑑みると、例えば、職員については公募による採用を促し、一定の資格を必要とする場合にはその理由、金額の基準などを仕様書に付すなど、取引の客観性や透明性を担保しておくことが望ましい。</p>

指摘 3-3	資料間の不整合
不備事項	<p>実績報告書に添付されていた県内旅費請求書と出勤簿が整合しているかを確認したところ、職員3名すべてにおいて資料の不整合等の不備が見られた。委託費に係る不正の発生可能性にも十分留意して、提出書類を確認する必要がある。</p>

《補足》

おおいた留学生ビジネスセンター運營業務の委託契約書において、受託者は、

委託業務が完了したときは、留学生就職・起業支援施設設置・運営及び管理業務実績報告書を県に提出されることとされている。

運營業務実績報告書には、事業実績書、収支精算書、事業に要した経費を証明する書類を添付することとされているが、このうち、事業に要した経費を証明する書類として提出された出勤簿に、下記のような不備が見られた。

- ・同一の出勤日が複数記載されていた。
- ・実際と異なる出勤日が記録されていた。
- ・出勤簿の押印がされていなかった。

今後は、委託先に出勤簿の記載を適切に行うよう指導する必要がある。また、仮に私用の領収書に基づき旅費請求書が作成されていた場合、出勤簿と他の勤務実績がわかる資料とを照合すると発見できる可能性もあることから、必要に応じて出勤簿と旅費請求書の突合を、サンプルを数件抽出して実施することを検討されたい。

指摘 3-4	委託業務の記録
改善事項	委託業務の仕様書に業務報告書の作成や提出等が求められていない。他の事業においては、仕様書に相談受付カードや業務日誌、業務状況報告書の整理を要求し、定期的な資料提出を求めている委託業務も見られる。本事業においても、業務を記録する意義や資料の活用方法を検討した上で、日誌や報告書の作成を促す必要がある。

《補足》

委託契約書においては、受託者は委託業務が完了したときは、留学生・起業支援施設設置、運営及び管理業務実績報告書を県に提出することとされているが、日常的な業務日誌の作成や月次の定期報告については、契約書や仕様書にも定めがなかった。なお、参考となる事業としては、ふるさと大分UIJターン推進事業における、おおいた移住・交流情報発信・相談対応業務が挙げられる。

指摘 3-5	就職受け入れ先の確保
改善事項	<p>当事業の仕様書には、留学生採用企業の開拓と助言が定められていたものの、留学生採用企業名や受入可能な企業数などは、実績報告書の記載事項に定められておらず、具体的な報告がなかったことから、どの程度委託先が留学生採用企業の開拓を行ったのか、その成果が判断できなかった。</p> <p>当事業を遂行することにより、留学生の県内就職を進めていくためには、採用企業の確保は極めて重要な事項である。今後は、仕様書や実績報告書の記載事項を見直し、留学生採用企業数の報告を求めるとともに、受け入れ可能な人材要件、業務内容、勤務形態等を可能な限り詳細に把握・整理していく必要がある。</p>

《補足》

事業の最終的な成果は、留学生の就職・起業者数の獲得にある。所管課とのヒアリングにより、県内就職を伸ばすためには、受け入れ可能な企業の獲得、説明会への参加企業数の増加、グローバル思考である留学生に対する企業の理解の促進といった点に対する問題認識が見られた。所管課の認識が、仕様書や実績報告書の報告事項に適切に反映され、事業が履行されるよう改善する必要がある。

指摘 3-6	留学生OB・OG職員の採用
勸奨事項	<p>運営委託業務の担当職員として、留学生のOB・OGを積極的に採用することも検討されたい。</p>

《補足》

所管課によると、運営委託業務は海外留学経験のある日本人の職員が採用されている状況であるが、一時的なインターンやアルバイトを除き、国内留学経験の外国人は採用されていないとのことであった。

国内留学経験のある外国人（留学生OB・OG）を採用することにより、採用情報の不明瞭さに対する留学生の不安解消、グローバル思考である留学生が知りたい企業情報や将来戦略の情報開示を進める際に、効果的となる可能性が期待できる。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	21,399	22,601	24,627
決算額	21,399	21,062	21,794
一般財源	10,700	10,531	10,897
繰入金	0	0	0
国庫	10,699	10,531	10,897

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
委託料	20,342	21,110
負担金補助及交付金	720	684
計	21,062	21,794

【企画振興部】

NO	事業名	課・室
4	バス乗務員確保対策支援事業	交通政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	バス乗務員不足が顕在化しつつあり、地域住民の重要な移動手段である路線バスやコミュニティバスの運行維持に影響が出ているため、乗務員の確保が必要である。
事業の目的	乗合バス事業の人材確保を図るため、乗合バス事業者が行う乗務員確保の取組に要する経費に対し助成する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 各バス事業者が行う乗務員不足対策に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象事業者 大分バス（株）、大野竹田バス（株）、臼津交通（株）、大分交通（株）、国東観光バス（株）、大交北部バス（株）、玖珠観光バス（株）、亀の井バス（株）、日田バス（株）の9社 ○補助条件 対象事業者は、バス乗務員確保に関する取組計画を予め作成 ○補助率 1／2 ○補助限度額 対象事業者からの申請額が予算額を上回った場合は、予算額の範囲内で調整する。 ○補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大型二種免許取得支援制度に要する費用の補助 (2) 広告宣伝費に要する費用の補助 (3) 県内外での就職説明会に要する費用の補助 (4) 運転体験会に要する費用の補助 (5) 就労環境の改善に要する費用の補助

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規採用乗務員数（人）	目 標	—	—	48
	実 績	—	—	56
	達成率	—	—	85.7%

4. 概要の補足説明

県内の乗り合いバス乗務員数（人）の推移

27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
791	778	779	768	783

県内バス事業者乗務員年齢構成（%、令和元年 9 月末時点）

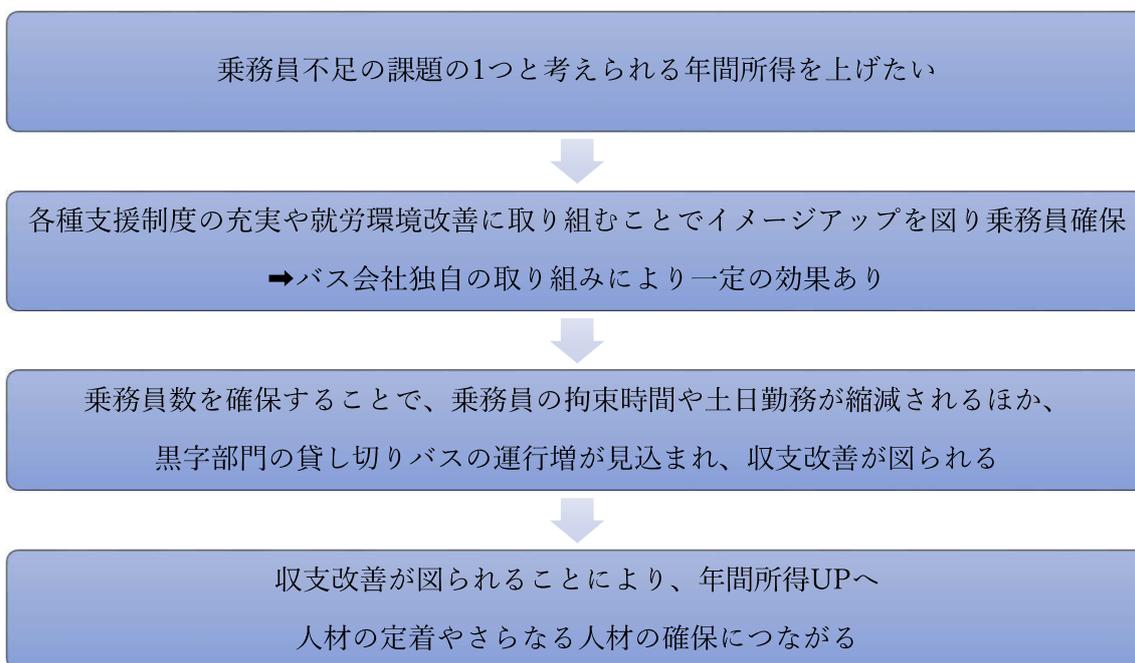
20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代
3	10	24	35	27	2

所管課は、事業を構築するに当たって、乗合バス乗務員の現状と課題、乗務員確保までの流れを次のように説明している。

<現状と課題>

県内のバス乗務員	年齢構成	乗務員不足の要因
<ul style="list-style-type: none"> 乗務員不足が顕在化 	<ul style="list-style-type: none"> 50歳代の層が厚く、若年層の新規採用数が少ない 50歳代が引退した後、深刻な乗務員不足に陥る 	<ul style="list-style-type: none"> 他業種に比べ年間所得が低い 拘束時間が長い 土日勤務が多い 年間の休日数が少ない

＜乗務員確保までの流れ＞



5. 監査結果

指摘 4-1	補助メニューの見直し
勸奨事項	<p>乗合バス乗務員不足の原因は、所得・就労環境にあるが、その背景に乗合バス事業の経営難が推察される。自家用車が普及し、人口が減少する社会において乗合バスの輸送人員も減少する中で収益を改善することは、一朝一夕に解決されるほど容易ではない。そのような中、現行の県の補助メニューも根本的な解決策には至っておらず、予算執行率を見ても事業者のニーズに応えられているものとは判断できず、手詰まり感の状況である。</p> <p>事業のアイデア等を社内外から募集するイベントの開催、バス総合情報誌とのタイアップ、経営者の外部登用に対する支援など、既存の枠にとらわれないアイデアの醸成、社員の意識改革につながるような支援策を構築することができないか検討されたい。</p>

《補足》

当事業の補助対象経費は、①大型自動車第二種運転免許取得に要する経費、②乗合バス乗務員募集に関する広告宣伝活動に要する経費、③乗合バス乗務員確保のための就職説明会の開催・出展に要する経費、④車庫等の敷地で行う乗合バス車両の運転体験会開催に要する経費、⑤乗合バス乗務員の就労環境の改善に

要する経費とされているが、事業の当初予算額 16,450 千円に対して決算額は 5,243 千円であった。

指摘 4-2	事業計画の履行報告
改善事項	<p>県は、実績報告において補助対象経費とならない事業の概要の記載や、計画の履行可否及びその根拠資料の提出等を求めているが、事業実施要領や補助金交付要綱において、当該事業の履行可否は補助条件とはされておらず、補助対象経費以外の添付資料まで提出させるのは、事業者には過度な事務負担を生じさせるものと考えらる。報告内容や提出資料の簡略化を検討すべきである。</p>

《補足》

県は、事業承認や補助金交付申請時に、事業者の乗合バス乗務員の確保や所得向上のための「新たな」取組について発生する取組の概要説明、「新たな」取組に係る事業費見込額が県費補助見込金額の同額以上になることを要求し、実績報告の際には、その顛末や計画未達の理由記載、積算の根拠資料を添付するよう求めている。

大分県バス乗務員確保対策支援事業実施要領において、補助対象事業者は県内に主たる営業所を有する道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業を営業者とする一定の者とされ、補助対象経費は、乗合バス乗務員確保等の取組に要する経費のうち知事が認めるものとされ、「新たな」取組とは指定されていない。実施要領上「新たな」取組等に関する計画の策定は求めているが、当該取組の達成の可否は補助条件とはなっていない。

なお、「新たな」取組として、事業承認前に既に事業者で行われた年度当初の昇給実績資料が提出され、実績報告の際にも同様の報告、資料提出がなされたといった有用性の乏しいケースも見受けられた。

指摘 4-3	社内請求書に基づく補助金精算
不備事項	<p>社内請求書に基づく広告費が、補助対象経費として認められ支出されているケースが複数見受けられ、領収書は提出されていなかった。社内でも、部門別で経理処理が明確に行われている場合は、補助対象として認めているとの回答を受けたが、客観的な（社外）支出の実績が認められていないこと、実際に社外に支払った額に利益を付加して請求書を作成することが認められてしまうこと等のリスクを踏まえると問題がある。</p>

《補足》

請求元の広告部門から社内的人事部門に請求書を出すといったケースを想定した場合、対象経費の取引先が社内や関係会社であるならば、取引金額や取引条件が第三者の取引と同程度になっているか、補助対象者に過大な金額が支払われていないかといった点において、疑念を持たれる可能性が考えられる。

給与のように外部からの請求書を入手することは困難なものであっても、少なくとも給与振込を行った出金明細などを入手すれば、実際に給与が支出された蓋然性は把握できる。これに対し、広告費や消耗品費などについて、社内請求書のみでは、実際にその金額が社外に支出されたかどうかはわからず、実際に発生していない経費（いわゆる架空経費）に対して補助してしまうといったリスクにもつながりかねない。

指摘 4-4	事業実績報告書の添付書類
不備事項	事業実績報告書の添付書類として 50,000 円以上の取引で印紙のない手書きの領収書が提出されていたが、所管課が事業者を確認を行った証跡はなかった。領収書に印紙の貼付がない、手書きといった点は、架空経費の兆候のリスクとして捉えた上で、事業者を確認して補助対象経費として安易に認めることのないように改善すべきである。

指摘 4-5	補助対象外と疑われかねない支出
不備事項	補助対象経費で認められているのは、乗合バスの乗務員の募集に関する広告宣伝費であったが、案内所のスタッフ募集に関する広告宣伝費に関しても、補助対象経費として支出されているようにも受け取れる。必要に応じて、補助金の返還を検討すべきである。

《補足》

大分県バス乗務員確保対策支援事業費補助金交付要綱別表によると、補助対象経費となっているのは、「乗合バス乗務員」募集に関する広告宣伝活動に要する経費であり、「案内所のスタッフ」は「乗合バス乗務員」ではないため、対象とならないと見られる。

問題の対象経費となった折込チラシは、表面がバス運転士募集のものである一方、裏面は案内所のスタッフ募集となっていたのに、チラシ代の全額が対象経費とされていた。チラシが裏表でそれぞれ別の募集となっている場合は、合理的な配分をもって按分して請求するのが妥当である。

指摘 4-6	補助対象経費の範囲
勸奨事項	<p>乗合バス車両の運転体験会（説明会）開催に要する経費として、参加特典用として1人当たり500円のQUOカードが支出されていたケースがあった。</p> <p>補助金交付要綱上には具体的な使途が記載されていないことから、要綱違反とは判断できないものの、金品の配布は補助金の趣旨、目的に照らした上で補助対象経費として必要なものなのかどうか所管課は協議し、今後は、要綱やQ&Aに具体的な使途を明記する、あるいは補助対象外の使途を例示するといった対応も検討することが望ましい。</p>

《補足》

大分県バス乗務員確保対策支援事業費補助金交付要綱上では、上記運転体験会開催事業については、補助対象経費として「車庫等の敷地内で行う乗合バス車両の運転体験会開催に要する経費」の記載にとどまっている。

指摘 4-7	実績報告の記載内容
不備事項	<p>事業実績報告書の事業の成果の欄に、「就労環境の改善によって乗務員1名の採用があった」と記載があったが、説明不足で記載内容が粗雑であった。事業の成果を適切に報告させ、検討するよう改善する必要がある。</p>

《補足》

対象となった就労環境改善事業で実施されたのは、乗務員控室への冷蔵庫の設置と洗濯機の設置の経費に対する補助である。これをもって乗務員1名の採用があったことを成果としていたが、乗務員控室の備品の配置で乗務員の採用が可能になったとする報告は、成果が過大評価されているものと思われる。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	16,450
決算額	—	—	5,243
一般財源	—	—	2,650
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	2,593

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金 (大型二種免許取得支援制度に要する費用を除く)	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
負担金補助及交付金	—	5,243
計	—	5,243

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
5	生活困窮者自立支援事業	福祉保健企画課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者が増加しており、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化が求められている。
事業の目的	生活困窮者の自立促進を図るため、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する総合的な相談支援等を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 県所管部（3町1村）における生活困窮者支援の実施（必須及び任意）</p> <p>(1) 自立相談支援事業の実施（必須、国3／4、県1／4） 総合相談窓口を設置し、自立支援計画を策定するとともに個別支援を実施。</p> <p>(2) アウトリーチ（情報把握のための積極的な訪問）支援員の配置（任意、国10／10） 支援に繋がりにくい生活困窮者を早期発見するためのアウトリーチ支援員を総合相談窓口配置。</p> <p>(3) 住居確保給付金の支給（必須、国3／4、県1／4） 離職により住宅を失う者に対し、家賃相当額を有期で支給。（3ヶ月、最長9ヶ月まで延長）</p> <p>(4) 就労準備支援事業の実施（任意、国2／3、県1／3） 就労経験のない者等に対し、就労に向けた日常・社会的自立のための訓練を実施。</p> <p>(5) 家計改善支援事業の実施（任意、国2／3、県1／3） 家計に関する専門的な支援（キャッシュフロー表の作成等）を通じ、家計管理能力の向上を図る。</p>

2. 県内の生活困窮者支援体制の整備（任意）

支援を必要とする生活困窮者に対し、県内全域どこにおいても必要な支援が行き届く支援体制を整備するため、以下の事業を実施する。

(1) 生活困窮者自立支援制度推進検討会議の開催（任意、国1／2、県1／2）

市町村及び関係機関で構成する検討会議を開催し、生活困窮者自立支援の質の向上を図る。

(2) 生活困窮者支援従事者研修の実施（任意国1／2、県1／2）

各事業に従事する相談員等の質の向上を図るための研修を実施。

(3) 生活困窮者就労訓練推進事業の実施（任意、国1／2、県1／2）

就労訓練アドバイザーを設置し、就労訓練事業所の開拓や訓練業務の相談対応等を実施。

2. 事業実施期間

平成27年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成29年度	平成30年度	令和元年度
就労支援対象者のうちプラン作成により就労・増収した者の割合（%）	目標	—	70.0	70.0
	実績	—	66.3	54.0
	達成率	—	94.7%	77.1%

4. 概要の補足説明

成果指標については、近年、相談者が抱える課題が多様化しており、単なる生活困窮にとどまらず、ひきこもり等長期継続した支援が必要な課題を抱える相談者数が増加傾向にあることから、相談後に就労・増収に結びつく割合が減少していると推測される。

なお、目標値については、国が定めるKPIを採用している。

5. 監査結果

指摘	5-1	作業場所指定通知について
不備事項	<p>自立相談支援事業を委託している県所管部3町1村（玖珠町、九重町、日出町、姫島村）の社会福祉協議会のうち、2町については、令和元年度分まで作業場所指定通知書が収受されていなかった。必要な書類は漏れなく収受すべきである。</p>	

《補足》

大分県では、委託契約書において「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務を以て管理しなければならない、としている。この「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」第5条第3項によれば、受託者は機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない、としており、実務上は委託者である県が、受託者から文書による通知書を収受している。

当該事業の一環として行われている自立相談支援事業は、県の所管である3町1村の社会福祉協議会に委託されている。令和元年度の簿冊を閲覧したところ、このうち2つの社会福祉協議会については通知書の収受がなされていなかった。担当者はこれに気づき、令和2年度からは収受するようにしたということであった。

収受すべき文書の漏れといった事務手続上の比較的単純なミスは、内部統制（チェック体制）を整備することで防止できると考える。具体的には、担当者同士で互いの業務内容をチェックしあうダブルチェックがあるが、人員の関係で無理ということであれば、予め作成したチェックリストに従って漏れがないかチェックしていくという方法もある。

現状の業務に負担をかけず、かつ単純なミスを防止するための内部統制の導入を検討されたい。

指摘 5-2	生活困窮者自立相談支援事業の利活用促進について
勸奨事項	年間を通じて実施されている割には相談件数が多いとは言えず、結果的に支援件数も少ない状況である。窓口対応だけでは、支援が必要な生活困窮者を全て拾い上げることは困難であると考えられるため、支援が必要と思われる生活困窮者に対して積極的に接触を図ることに重点を置き、潜在的な要支援者の掘り起こしに努められたい。

《補足》

（生活困窮者自立相談支援事業）

令和元年度における、県が所管している3町1村（玖珠町、九重町、日出町、姫島村）の当該事業の実施状況は、以下のとおりである。

町村	相談件数	支援決定数
玖珠町	33 件	16 件
九重町	26 件	8 件
日出町	82 件	11 件
姫島村	4 件	0 件

(令和元年度事業実績書より)

相談員も複数名配置し、年間を通じて実施している事業ではあるが、全体的に相談件数が少なく、結果的に支援決定者数も低調のように思える。相談件数と支援決定数に開きがあるのは、支援決定に至る前に生活福祉資金の貸付や生活保護等適切な関係制度・機関につなぐ場合や、電話相談のみで終了するケースが多いためということであった。

また、自立相談支援事業に付随して実施されている生活困窮者就労準備支援事業の支援者数は、九重町、玖珠町で各々2名、日出町で3名、子どもの学習・生活支援事業は、日出町で3名の利用にとどまっていた。これも、支援の入口となる自立相談支援事業の相談数自体の少なさに起因しているものと思われる。

平成30年10月に成立した改正生活困窮者自立支援法では、自立相談支援事業等の利用勧奨が努力義務化され、支援体制の強化が図られており、同事業等を利用した生活困窮者の支援が、より一層重要度を増していると言える。そのような中、同事業等の活用を促進し、相談件数、支援決定数を増やしていくためには、今までの方法では支援に繋がらなかった要支援者の掘り起こしを進めていくことが必要である。

生活困窮者の中には、長期間ひきこもり状態にあるなど、窓口に来て相談すること自体が困難なケースも多いと思われるが、従来の相談窓口対応だけではこのような生活困窮者は早期の発見が難しい。このため、ひきこもり対策を行っている部局との情報交換、共有により支援対象者を選定したうえで、支援員が直接自宅を訪問する等、いわゆるアウトリーチに、今後は、より一層注力していくべきである。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	25,867	25,607	32,656
決算額	25,867	25,196	30,369
一般財源	6,971	6,420	8,455
繰入金	0	0	0
国庫	18,896	18,776	21,914

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
生活困窮者就労準備支援事業費等負担金	3/4
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	10/10、2/3、1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	63	10
需用費	6	0
役務費	6	0
委託料	25,121	30,359
計	25,196	30,369

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
6	医療機関医師等支援事業	医療政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	産科医等の地域偏在の解消や、女性医師の出産・育児等のワークライフバランスの確保を図るため、産科医等や勤務医の勤務環境の改善が課題となっている。
事業の目的	産科医や勤務医等の確保・定着を図るため、産科医、勤務医等の処遇改善を図る病院等の取組に対し支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 医療勤務環境改善支援センター運営事業 医療従事者の離職防止、定着促進を図るために勤務環境改善に取り組む医療機関を経営と労務管理の両方から総合的にサポートするセンターを運営する。</p> <p>2. 産科医等確保支援事業 分娩手当を支給する分娩取扱機関に対して助成する。</p> <p>3. 女性医師短時間正規雇用支援事業 短時間正規雇用の導入により、女性医師の出産・育児等と勤務との両立を支援する医療機関に対して助成する。</p> <p>4. 女性医師復帰支援体制整備事業 女性医師が円滑に職場復帰するための支援体制の整備に対して助成する。</p>

2. 事業実施期間

平成 21 年～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
短時間正規雇用支援事業 対象女性医師数（人）	目 標	5	5	7
	実 績	5	7	6
	達成率	100.0%	140.0%	85.7%

4. 概要の補足説明

大分県は女性医師の割合は九州では3番目であるが、全国平均 21.9%を下回っている。

医療施設従事医師に占める女性医師の割合

	30 年		
	医師数	女性医師数	割合
佐賀県	2,293	498	21.7%
福岡県	15,454	3,146	20.4%
大分県	3,148	597	19.0%
長崎県	4,108	781	19.0%
宮崎県	2,666	498	18.7%
熊本県	5,091	932	18.3%
鹿児島県	4,370	774	17.7%
全 国	311,963	68,296	21.9%

医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

平成 20 年から平成 30 年で女性医師数を比較すると、平成 20 年 451 人、平成 30 年 597 人となり、146 人の増加が生じている。また女性医師の割合も 15.9% から 19.0% となり、3.1%の増加がみられる。

医療施設従事医師に占める女性医師の推移

	20年			22年			24年		
	医師数	女性医師数	割合	医師数	女性医師数	割合	医師数	女性医師数	割合
大分県	2,839	451	15.9%	2,931	495	16.9%	3,040	531	17.5%
福岡県	13,557	2,240	16.5%	13,907	2,423	17.4%	14,391	2,628	18.3%
佐賀県	2,051	372	18.1%	2,082	380	18.3%	2,106	391	18.6%
長崎県	3,806	558	14.7%	3,856	591	15.3%	3,883	624	16.1%
熊本県	4,450	657	14.8%	4,679	752	16.1%	4,814	801	16.6%
宮崎県	2,470	354	14.3%	2,501	391	15.6%	2,567	445	17.3%
鹿児島県	3,876	545	14.1%	3,965	576	14.5%	4,067	635	15.6%
全国	271,897	49,113	18.1%	280,431	53,002	18.9%	288,850	56,689	19.6%

	26年			28年			30年		
	医師数	女性医師数	割合	医師数	女性医師数	割合	医師数	女性医師数	割合
大分県	3,054	528	17.3%	3,115	574	18.4%	3,148	597	19.0%
福岡県	14,912	2,862	19.2%	15,188	3,009	19.8%	15,454	3,146	20.4%
佐賀県	2,222	453	20.4%	2,292	475	20.7%	2,293	498	21.7%
長崎県	3,988	690	17.3%	4,042	747	18.5%	4,108	781	19.0%
熊本県	4,938	848	17.2%	5,001	904	18.1%	5,091	932	18.3%
宮崎県	2,598	459	17.7%	2,613	474	18.1%	2,666	498	18.7%
鹿児島県	4,134	683	16.5%	4,304	708	16.4%	4,370	774	17.7%
全国	296,845	60,495	20.4%	304,759	64,305	21.1%	311,963	68,296	21.9%

5. 監査結果

【医療勤務環境改善支援センター運営事業】

指摘 6-1	業務従事者を変更する際の資料の不備
改善事項	<p>令和元年11月1日に、機密保持及び個人情報保護法に関する特記事項に関する報告書（変更）が申請され、業務従事者の変更が行われている。平成31年4月1日に提出された報告書には、業務従事者が公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の認定コンサルタントである旨の記載が行われていたが、変更届にはその旨の記載がなく、認定書の写し等も添付されていなかった。</p> <p>変更となった業務従事者が、業務従事者となる資格を有しているかの確認が行われているか不明瞭であった。</p> <p>監査人が確認したところ、変更者は認定登録を受けたものであり、問題はなかったが、変更の際には認定登録を確認した証跡を残し、簿冊に保管する必要がある。</p>

《補足》

平成31年度医業経営アドバイザー事業委託仕様書の第5 事業内容、2業務実施者の確保（1）医療経営アドバイザーの確保、には公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の認定登録を受けたものを医業経営アドバイザーとして1名以上確保するように定めている。

指摘 6-2	報告書の添付もれ
改善事項	<p>10月17日の医療機関等個別支援業務結果報告書（様式第一号）が簿冊にファイリングされておらず、活動内容の確認が行うことができなかった。簿冊には漏れなくファイリングしておくべきである。</p>

《補足》

Eメールを通じての電子データ上の提出が主流となっており、Eメールを受信した担当者はデータ上での確認を行っていたが簿冊への添付を忘れていた。現状は、書面で保管することが求められていることより、漏れなく出力を行い保管する必要がある。

【産科医等確保支援事業】

指摘 6-3	アウトカム、アウトプット指標について
勸奨事項	この事業は他の3つの事業と比較しても最も予算が大きい事業であるが、アウトカム、アウトプット指標が定められていない。金額の重要性から考えると、指標を定め、事業の有効性を検証すべきである。例えば、産科・産婦人科医師及び助産師の確保すべき数字を定め、その数字の達成度合いを目標数値とすることが考えられる。

【女性医師短時間正規雇用支援事業】

指摘 6-4	アウトプット指標について
勸奨事項	<p>アウトプット指標では、短時間正規雇用支援事業対象施設数を指標に定めており、初年度から3年度までの目標は3施設となっている。県の予算も限られていることより、目標とする施設数は決して多い数字とは言えない。また、この制度は、対象となる医師が継続して勤務をしているならば、每期申請が可能となっていることより、3施設の中には過去から継続して申請している病院も含まれている。</p> <p>代替医師を確保することが困難な状況もあり、この制度を採用する病院は少なく、アウトプット指標も目標値が3病院となっており極めて少ない数と思える。</p> <p>そのため、この制度は限られた病院だけで使用されていることより、短時間労働の女性医師の増加には大きな影響を与えているとは考えにくい。多くの病院で採用しやすい制度を検討する必要がある。</p>

《補足》

この每期同数のアウトプット指標では、短時間正規雇用支援事業対象施設が増加したとは判断できないことより、目標は前年数より増加するように設定すべきである。

また、コロナ禍において短時間しか勤務ができない女性がオンライン診療に携わることも、女性医師の活躍の場所の増加につながるものとする。

【女性医師復帰支援事業】

指摘 6-5	指標の未確認
改善事項	追加事業として単年度のみのものである。アウトカム指標に女性医師の復帰率100%、アウトプット指標に医療機関への紹介率100%と目標を定めているが、単年度予算ということもあり、県ではその成果を確認していない。
	また、今回の事業の目的は、今までは大分大学の学生や医師のみが利用していた女性医療人キャリア支援センターを学外の者も利用できるようにするために支援したものであるが、学外の者の利用状況の確認を行っていない。学外の者の利用状況の確認を行う必要がある。

《補足》

大分県内の女性医師数と女性医師割合を見てみると、平成18年度403人(14.6%)から平成28年度には171人増加し、574人(18.4%)になっており、事業も一定の効果が見られる。女性医師の育休取得・復帰者数の数(大学病院)は、平成27年度の実績は育休2人で復帰6人であったが、平成29年度では育休14人、復帰11人となっており、復帰医師の増加も見られている。

また、下の表は産休・育休を取得した人数を示しており、平成28年と平成30年を比較すると、18人から32人に増加している点は評価できるが、無職者も増加がみられる。無職者の増加に関しては、原因を調査されたい。

年代別女性医師数

大分県	28年				30年			
	医療施設 従事者数	年代別割合	産休 育休	無職	医療施設 従事者数	年代別割合	産休 育休	無職
20代	76	13.2%	2		84	14.6%	5	
30代	172	30.0%	11	2	158	27.5%	27	4
40代	160	27.9%	5		173	30.1%		1
50代	100	17.4%			112	19.5%		1
60代	48	8.4%			45	7.8%		
70代	11	1.9%			17	3.0%		1
80代～	7	1.2%			8	1.4%		
計	574		18	2	597		32	7

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	37,207	46,378	53,431
決算額	34,633	40,920	47,537
一般財源	0	0	0
繰入金	34,633	40,920	47,537
国庫	0	0	0

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域医療介護総合確保基金	10/10

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
需用費	0	23
役務費	0	12
委託料	3,069	2,802
負担金補助及交付金	37,851	44,700
計	40,920	47,537

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
7	地域医療を担う医師確保対策事業	医療政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	医師の地域偏在や特定診療科における医師不足が課題となっており、県内各地域における医療提供体制の確保が求められている。
事業の目的	地域の中核的な病院の地域偏在及び医師不足に対応するため、大学や地域中核病院等と連携して地域医療を担う医師を育成・確保する。

(2) 事業の内容

事業の内容	
1. 総合的な医師確保対策	<p>大学、地域中核病院等と連携して地域医療を担う医師を確保する。</p> <p>(1) 医師確保に関する協議会（地域医療対策協議会等）の開催</p> <p>(2) 医師確保に関する情報発信（ドクターバンクおおいたの運営等）</p> <p>(3) 臨床研修病院合同説明会の開催</p>
2. 大分県医師研修資金貸与事業	<p>地域の中核的な病院や小児科・産婦人科で後期研修を行う医師に対して、研修資金を貸与する。</p>
3. 大分県医師留学研修支援事業	<p>地域の中核的な病院や小児科・産婦人科に勤務する医師の診療技術修得のため、国内外での研修費用（給与、旅費等）を助成する。</p>

2. 事業実施期間

平成 30 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
研修資金貸与修了者 (直近 5 年間) の県内 定着率 (%)	目 標	—	90	90
	実 績	—	91.6	89.7
	達成率	—	101.7%	99.6%

4. 概要の補足説明

5. 監査結果の《補足》を参照。

5. 監査結果

指摘 7-1	ドクターバンクおおいたについて
勸奨事項	民間企業が運営する医師の求職情報サイトが多数存在する中で、ドクターバンクおおいたが必要なのか検討されたい。

《補足》

「ドクターバンクおおいた」とは、平成18年度から大分県が実施している医師の無料職業紹介事業である。県内の医療機関に就職を希望する医師から求職情報を募集し、県内の医療機関から募集した求人情報をマッチングさせて、現役医師の県内へのU・Iターンを促進することを目的として実施されている。

「ドクターバンクおおいた」の利用状況について、所管課に質問及び資料の閲覧を行ったところ、年間1名から2名程度の問い合わせがあり、平成18年度から令和元年度までのマッチング実績は8名ということであった。10年以上実施している事業であることを考慮すれば、決して実績数が多いとは言えない。

この点について、所管課では、民間が運営する医師の求職情報サイトが多数ある中、大都市圏等の自治体と比べ決して訴求力が高いとは言えない本県の事情を考慮すれば、利用者が少ないのはやむを得ない、実際には退職等を契機に地元である本県の医療機関への転職を希望する医師の利用が多いことから、常時に情報を掲載しておくことが重要であるとの見解であった。

しかしながら、所管課の見解にもあるように、近年はインターネット上でマッチングが完結する医師の求職情報サイトも多数存在するようになり、当該事業の開始時に比べれば、医師の求職方法も変化してきたと考えられる。そのような変化が見られる中で、今後も当該事業を継続していく必要性には疑問を持たざるを得ない。10年以上実施してきた事業であり、一定の役割は果たしたと考え、この事業については、そろそろ民間の事業活動に委ねてもよいのではないだろうか。

また、継続していくにしても利用を促進するための何らかの方策（民間並みの使い勝手を実現するなど）が必要となろう。いずれにしても、当該事業の今後のあり方については検討の余地がある。

指摘 7-2	大分県医師留学研修支援事業について
勸奨事項	当該事業の活用が特定の法人に偏っているため、より多くの法人に活用してもらおう事業に出来ないか検討されたい。

《補足》

医師留学研修支援事業とは、地域の中核的な病院や知事が指定する小児・周産期を担う病院等に勤務する医師が国内外で留学・研修をする場合、勤務先の病院が留学・研修中に支給する給与、旅費等の費用の一部を補助する事業であり、診療技術の向上を目的としている。

当該事業の実施状況について、資料を閲覧し、所管課に質問したところ、当該事業の対象となる病院は20病院あるものの、ある特定の病院に利用が偏っており、ここ数年はその病院以外の利用がほぼない状況であった。所管課の説明では、当事業は補助対象が医師個人ではなく、研修を行う医師の人件費を負担する病院であり、かつ、研修期間中の代替医師の確保が必要という2点の条件があるため、医療機関にとってハードルが高くなっており活用されにくいという問題がある、ということであった。

地域中核病院等に勤務する医師に対して、先進医療を学び医療技術の向上を図る機会を提供することは、医師不足の解消にも繋がるのが期待される重要な施策と言えよう。過去には、当該事業を活用して海外の大学等で研修を行った事例もあることから、当該事業に対する潜在的な需要はあるのかもしれない。

故に、活用が特定の病院に偏りまた予算の執行率も低い（令和元年度予算額10,500千円、予算執行額3,000千円）現状は改善すべきであろう。所管課では、より幅広く多くの医療機関に活用してもらおうため、制度の見直し（要件緩和）を行うとともに、Web広告や掲載や代替医師の派遣元となる医局へ直接出向いて説明をする等周知を図っているとのことであった。このような取組によって、当該事業がより活用されることを期待したい。

指摘 7-3	大分県医師研修資金貸与事業の勤務義務期間について
勸奨事項	当該事業における貸与期間が最長3年間であるのに対して、勤務義務期間は1年間である。貸与期間の長さ比べて勤務義務期間が短いと考えられるため、勤務義務期間について検討されたい。

《補足》

大分県医師研修資金貸与事業とは、県内の病院等において後期研修を受けている医師に対し医師研修資金を貸与することにより、地域における医療提供体

制の確保を図ることを目的とした事業であり、概要は以下のとおりである。

貸与対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医療機関で専門研修を行う医師 ・ 特定診療科（小児科・産婦人科）の専門研修プログラムに登録し、県内の病院又は診療所で専門研修を行う医師
貸与期間	3年以内
貸与月額	15万円
返済免除要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門研修を修了した後、県内の病院又は診療所（小児科又は産婦人科の医師にあつては特定診療科）において、医師の業務に1年間従事したとき。 ・ 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

上記表の返済免除要件に記載しているとおり、返済免除を受けるために専門研修終了後に、県内の病院等に勤務しなければならない期間（勤務義務期間）は1年間である。一方、貸与期間は最長3年間、貸与額は月額15万円であるから、1年間借りれば180万円、最長の3年間借りれば540万円となる。即ち、貸与期間の長さや貸与額の多寡に関わらず、勤務義務期間は一律1年間となっているわけであるが、貸与期間が長く貸与額が多い者も貸与期間が短く貸与額が少ない者も一律に勤務義務期間が1年というのは、公平性の観点からは疑念を抱く。

勤務義務期間を一律1年間にすることで、利用する側は利用しやすくなり、当該事業の活用促進にも繋がるというメリットはあるかもしれない。しかし、貸与期間が長く貸与額が多い者はより多くの恩恵を受けているわけであるから、それ相応の義務が発生するだろうしその逆もまた然りである。

そのような公平性の観点に立脚すれば、少なくとも勤務義務期間は貸与期間と同期間であることが適当と考える。当該事業は、他の都道府県でも実施されていることから、他の都道府県の状況も参考にしながら検討されたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	69,100	58,798
決算額	—	41,014	46,499
一般財源	—	323	582
繰入金	—	40,504	45,746
国庫	—	187	171

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
へき地医療支援機構運営費補助金	1/2
医療施設運営費補助金	1/2
地域医療介護総合確保基金繰入金	10/10

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	174	132
旅費	297	140
需用費	99	229
役務費	10	344
使用料及賃借料	134	54
負担金補助及交付金	5,500	3,000
貸付金	34,800	42,600
計	41,014	46,499

